

毎週火・金曜日発行（但し、當に当るときは翌日）  
正  
第三回  
便物認可

# 鳥取県公報

## 規則

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

### 鳥取県規則第二十九号

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練所規則（昭和三十三年七月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「訓練期間」を削る。

第七条から第九条までを次のように改める。

（入所の手続）

第七条 訓練所に入所を希望する者は、訓練所又はも寄りの公共職業安定所（公共職業安定所出張所を含む）

以下「安定所」という。）に申し出なければならない。

2 安定所長は、現に求職申込をしている者で、訓練所に入所することを適當と認めるものについては、入所

- ◆ 規則 鳥取県職業訓練所規則の一部改正
- ◆ 告示 牛の流行性感冒予防注射の実施
- ◆ 告示 陸、海、空士の募集試験場の変更
- ◆ 基準看護設備の改正
- ◆ 保険医の登録
- ◆ 土地改良事業計画書の総覧
- ◆ 土地の公用廃止
- ◆ 基本測量の終了
- ◆ 建設業者の変更登録
- ◆ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部改正
- ◆ 電気訓令 鳥取県電氣局公印規程の一部改正
- ◆ 公告 昭和三十四年度保母試験要綱
- ◆ 雜報 市町村職員共済組合会議員の補欠選挙

(募集、選考)  
第八条 訓練生の募集及び選考は、所長が訓練所の所在地を管轄する安定所長の協力を得て行う。  
(入所の決定)  
のあつ旋を行わなければならない。

鳥取県倉吉職業訓練所 倉吉市 内燃機関整備工 三〇  
木工 三〇  
(夜間)  
経理事務員 三〇  
計 三箇所 一四職種 四一五

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第九条まで及び別表の改正規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年七月二十四日 烏取県知事 石破二朗

鳥取県規則第三十号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

十九 調理師免許手数料	五百円
二十 調理師講習手数料	五百円
二十一 調理師試験手数料	五百円
二十二 調理師法第三条第一項第二号の規定に基づく調理師講習	五百円
二十三 調理師免許証書換交付手数料	五百円

訓練所の名称	設置場所	訓練職種	訓練生定員
鳥取県鳥取職業訓練所	鳥取市	機上械工	五〇
鳥取県米子職業訓練所	米子市	自動車整備工	三五
		木洋服工	三〇
		木建築大工	三〇
		木洋裁工	三〇
		経理事務員	三〇
		自動車整備工(夜間)	三〇

第九条 所長は、訓練生の入所決定をしたときは、入所決定通知書を本人に送付する。ただし、第七条第二項の規定により入所のあつ旋を受けた者については、当該安定所長を経由して送付するものとする。

別表を次のように改める。

第三条ただし書中「百四十四、百四十六、百五十、百五十二」を

「百五十、百五十二、百五十六、百五十八」に改める。

別表中十九を二十五とし、以下六ずつ繰り下げ、十八の次に次の六を加える。

## 二十四 調理師免許証再交付手数料

二百円

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 流行性感冒予防のため  
二 實施の区域 別表のとおり

## 鳥取県告示第四百二号

## 告 示

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。ただし、生後三月及び分べん前後一月以内のものを除く。

次のように牛の流行性感冒予防注射を実施するから、  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に對して注射をうけることを命ずる。

昭和三十一年七月二十四日

四 實施の期日 別表のとおり  
五 検査及び注射駆除の方法  
牛の流行性感冒予防液皮下注射

## 別表

昭和三十一年七月二十四日 金曜日 鳥取県公報 第3041号

実 施 期 日	実 施 区 域	実 施 場 所
第一回	第一回	第一回
第二回	第二回	第二回
第三次	第三次	第三次
八月 六日	八月一〇日	八頭郡郡家町中私都、用ヶ瀬町大、別府
七日	一一日	大御門、船岡町隼、河原町散岐
八日	一二日	八東町八東、郡家町郡家
一〇日	一三日	郡家町下私都、國中
一一日	一四日	佐治村佐治、河原町河原
	"	佐治、河原"

一四日	一九日	河原町国英、用ヶ瀬町社	国英、社"
一九日	二三日	智頭町智頭、富沢、河原町八上	智頭、富沢、八上"
二〇日	三四日	" 土師、船岡町大伊	土師、大伊"
二一日	二十五日	八東町安部、智頭町山形	安部、山形"
二二日	二六日	若桜町若桜、智頭町那岐	若桜、那岐"
二四日	二七日	河原町西郷、八東町丹比	西郷、丹比"
二五日	二八日	智頭町山郷、郡家町上私都	山郷、上私都"
二六日	二九日	若桜町池田、船岡町船岡	池田、船岡"

## 鳥取県告示第四百三号

昭和三十四年六月鳥取県告示第三百四十九号（昭和三十四年度第二次二等陸、海、空士の募集について）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

試験場の欄中「倉吉市仲之町成徳小学校」を「倉吉市銀治町明倫小学校」に改める。

5 昭和三十一年七月二十四日 金曜日 鳥取県公報 第3041号

## 鳥取県告示第四百四号

昭和三十四年四月鳥取県告示第二百三十号（基準看護設備の変更承認について）の一部を次のように改正し、昭和

昭和三十四年七月二十四日 鳥取県知事 石破 二朗

市立鳥取市民病院の項を次のように改める。

三十一年六月一日から適用する。

昭和34年7月24日 金曜日 鳥取県公報 第3041号

7 昭和34年7月24日 金曜日 鳥取県公報 第3041号

施設名	所在地	基準	看護	基準	給食
承認番号	承認年月日	対象	承認番号	承認年月日	対象
市立鳥取 病院	鳥取市古市一 (特看) (二)	昭和三四、四、一 (一般病棟 四病棟 一七四床)	食第三号	昭和三三、一 (一〇、一 全病棟)	
"	"	"	"	"	"
(第十号) (二)	"	六、一 (結核病棟 二病棟 五十床)	"	"	"

#### 鳥取県告示第四百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定した。

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破 二朗

保険医療機関又は保険薬局名	開設者氏名	診療科名	記号番号	管理者氏名	指定年月日
所在地					
小松 内科	鳥取市今町一丁目七四	小松 邦光	循環器科	鳥医七三	小松 邦光
			内消化器科		昭和三四、四、一 六、六 甲

#### 鳥取県告示第四百六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破 二朗

保険医又は保険薬剤師氏名	住所	病院局診療所名	診療担当者科名	登録の記号番号	登録年月日
東 薬局	米子市彦名町四二三三	東 桃坂 医院	内科、外科	鳥医七一二	昭和三四、六、一六
東 元年	米子市彦名町四二三三	東 薬局	薬剤師	鳥薬一一六	" 六、一

#### 鳥取県告示第四百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破 二朗

六条の第二第一項の規定により、岩美郡岩美町から申請があつた土地改良事業(地盤変動対策事業)は、適当と認めめたので同法同条第三項において準用する同法第八条第

四項の規定により、次のように縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書の写

昭和三十四年七月二十四日から同年八月十二日までの

二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

岩美郡岩美町役場

一 作業種類 基本測量  
二 作業地域 西伯郡

鳥取県知事 石破二朗

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

三 終了月日 昭和三十四年六月十四日

一場所 西伯郡淀江町中間字東浜田ノ一

四二の三四  
四三の三四

二 地目又は品目 田

三 面積又は数量 四一〇七坪

関係図面は土木部管理課に保管

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四百九号  
次のとおり基本測量を終了した旨、建設省地理調査所  
長から通知を受けた。

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

#### 鳥取県告示第四百十号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十三条の規定  
により、建設業者登録簿に昭和三十四年七月八日変更登  
録した。

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

#### 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

#### 鳥取県公安委員会規則第七号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改  
正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十二年十月鳥  
取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正す  
る。

第二条の見出しを「（課の所掌事務並びに室及び係の  
設置）」に、同条中「係」を「室及び係」に改める。  
第六条の次に次の一条を加える。

#### 電気事業訓令

鳥取県電気事業訓令第四号

各 事 業 所

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十二年十月鳥  
取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正す  
る。

第六条二 科学捜査研究室に室長を置く。  
別表、鑑識課の項の中欄に「七法医理化学その他科学  
捜査についての研究、調査及び実験並びにこれらを応用  
する検査及び鑑定に関する事。」を加え、同項下欄中  
「法医理化学係」を「科学捜査研究室」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十二年十月鳥  
取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正す  
る。

第二条の見出しを「（課の所掌事務並びに室及び係の  
設置）」に、同条中「係」を「室及び係」に改める。  
第六条の次に次の一条を加える。

鳥取県電気事業訓令第四号  
局 本 庁 一 般

二 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

2 満十八才に達した後児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

3 その他厚生大臣において適當な資格を有すると認定

鳥取縣知事 石破二郎  
四年度保母試驗要綱

(1) 備考

- （付期間）昭和三十四年八月一日から昭和三十四年七月二十日まで（当日の消印あるものは有効）

（提出先）鳥取市東町一丁目二二〇番地

（受取人）鳥取県厚生労働部婦人児童課

（問）1にいう「学校教育法による高等学校」とは、旧中等学校令による中等学校を含む。  
2にいう「児童福祉施設」とは、国又は都道府県において設置したもの及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第三項の認可を受けた施設である。

（注）3にいう「厚生大臣の資格認定」とは、厚生大臣

3にいう「厚生大臣の資格認定」とは、厚生大臣から受験資格を有する旨認定書の交付を受けた者に限る。

四 試驗科目

- 3 満十八才に達した後児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

2 十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

昭和三十四年七月二十四日

專	知鳥	小鹿第二
用	事取	
	印県	

五  
告

この訓令は、昭和三十四年七月二十四日から施行する。

児童福祉社法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第二項の規定により、昭和三十四年度保母試験を

昭和三十四年七月二十四日 次の要綱により実施する。

昭和三十四年七月二十四日

7 保育理論  
8 保育実習

五 試験期日及び試験場所  
昭和三十四年九月十五日、十六日

(学科試験) 十七日

(実地試験)  
鳥取県立保育専門学院講堂(倉吉市海田三一九ノ二)  
山陰本線上井駅下車、徒歩で約十分

六 試験時間割

学科試験

期日	時間	時間	時間
九月十五日(火)			
九月十六日(水)			
九月十七日(木)			
受付	8.30 9.00	9.00 10.00	9.00 10.30
保健衛生学			
生理工学			
保育実習(保育園児の実際取扱)音楽(ピアノ、歌唱)			
保育心理学			
保育実習			
栄養学及び実習			
保育理論			

実地試験

期日	時間
九月十七日(木)	9.10 17.00
受付	9.00

備考

(イ) 保育実技を行うときの上はきは、運動靴又は舞踊靴をはくこと。

(ロ) ピアノは、大阪開成館発行「進行曲粹I」から一曲を選んで暗譜で奏し、歌唱は、試験当日指定の保育唱歌を一曲歌う。

七 受験手続

受験の希望者は、次の書類を提出すること。

1 受験願書(様式二)

2 履歴書(様式二)

3 戸籍抄本

4 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面

5 写真(出願前六月以内に撮影した名刺版正面半

身で無帽單身のもの。裏面に氏名及び写した年月日を自署すること。)

6 返信用封筒(住所氏名を記入し、十円切手をはりつけること。)

備考

(イ) 4にいう「受験資格を証明する書類」とは、学校卒業証明書又は施設勤務証明書をいい、特に旧中等学校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学校の校格を証明する書類(次の様式)を添付すること。

七 受験手続

受験の希望者は、次の書類を提出すること。

校 格 証 明 書

本校の〇〇年度卒業者は、旧中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨の主務官庁の認可を受けていることを証明する。

年 月 日

学校名

校長 氏

名

(ロ) 願書を郵送する場合は、必ず書面郵便とし、「保母試験願書在中」と朱書すること。

1 受験手数料は、鳥取県収入証紙（もよりの山陰合  
同銀行本支店又は鳥取県収入証紙小売さばき所から  
購入すること。）を受験願書にはりつけ、消印しな  
いこと。

鳥取県収入証紙を購入することができない者は、現  
金（現金封筒に限る。）を送付すること。

2 既納の手数料はいかなる理由があつても還付しな  
い。

### 九 試験科目の一部免除

厚生大臣の指定する学校又は施設において、指定科目  
を専修した者又は四の試験科目のうち昭和三十二年度  
及び三十三年度保母試験において一部科目に合格した  
もので、当該科目的受験免除を受けようとする者は、  
受験免除願（様式三）を提出しなければならない。

### 十 その他

1 受験票は、願書受付締切後十日以内に郵送する。  
2 試験期間中受験票を携行しない者は、いかなる事  
情があつても入場させない。

3 受験についての照会は、返信用封筒及び切手を同  
封すること。

### 様式一

受験願書

昭和 年 月 日

本籍地  
現住所

ふりがな  
氏名

鳥取県知事 石破二朗 殿  
年 月 日生

500円の鳥取県  
収入証紙を  
つけないと  
は印

### 様式二

履歴書

本籍地  
現住所

ふりがな  
氏名

鳥取県知事 石破二朗 殿  
年 月 日生

ております  
臣の指定する学校（施設）で専修しておりますので、  
左記の科目について受験を免除くださるようお願ひし  
ます。

年 月 日  
氏名

学歴（小学校卒業時から記載のこと。）

一 年 月 日  
一 年 月 日  
一 年 月 日  
一 年 月 日

右のとおり相違ありません。

年 月 日  
右  
氏名

なお、本証を送付する場合には、試験場で返還する。

他府県において施行の試験に合格しているときの証

書の写には、必ずその都道府県庁主務課の証明をつ  
けること。

私は、別紙（証書写）のとおり  
（試験科目に合格し  
試験科目を厚生大

### 様式三

保母試験受験科目免除願

私は、別紙（証書写）のとおり  
（試験科目に合格し  
試験科目を厚生大

## 雑 報

昭和三十四年七月十七日執行した市町村長以外の組合員が選舉する組合会議員の第一選挙区の補欠選挙において次のように當選者が決定したので公告する。

昭和三十四年七月二十四日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 石 河 大 直

鳥取市 西 村 鮎 秀

田 中 米 治

昭和四年四月十五日第三種機物認可  
施行日 火 金

印 発 行  
刷 行  
鳥 取 県  
所 者  
鳥 取 市  
鳥 取 市  
東 町  
縣 取  
印 刷 所 県